

マイナンバーカードを自立支援医療受給者証（精神通院）として利用する事業が開始されました（令和 6 年度先行実施事業）

1 運用開始日について

令和 7 年 3 月 28 日（金）

2 留意事項について

- (1) 何らかの事情により受給者証情報を確認できない場合に対応するため、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を受診する際は、今までどおり、お持ちの「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担上限額管理票」を持参する必要があります。
- (2) 「自立支援医療受給者証（精神通院）」は引き続き紙で交付します。また、「自己負担上限額管理票」は PMH に対応していないため、引き続き紙での管理が必要です。
- (3) マイナンバーカードを受給者証として利用するためには、医療機関が PMH に対応したシステム改修をしていることが前提であり、現在利用可能な医療機関は限られています。利用可能な医療機関であるかは、受給者証に記載の指定自立支援医療機関（精神通院医療）に確認していただく必要があります。
- (4) マイナ保険証登録済みの受給者が医療機関の受付でマイナンバーカードをカードリーダーに通し、顔認証により本人確認を行う際にカードリーダーの端末画面上に医療機関へ医療費助成情報を提供するか否かの同意選択画面が表示され、受給者が同意した場合のみ医療機関に情報提供されます。